

障がい者支援施設幸養苑地域生活支援拠点事業に 関する事業計画 【概要版】

1 運営方針

現在、総合支援法の基本理念に基づいて地域生活移行が進められているが、障害の重度化や「親なき後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支える体制の充実が急務となっている。そのためには、地域に存在する様々な資源を効率的かつ効果的な地域生活の構築や地域で障害児者が安心して生活するため緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が不可欠な要素である。また、重度者や強度行動障害児者等支援が困難な障害児者への対応が十分ではないという指摘もある。

「幸養苑」では、平成24年度より強度行動障害支援モデル事業を実施した他、短期入所においてはここ数年緊急受入の強化を図ってきたところである。このような社会情勢等を踏まえて、今までの幸養苑での実績等を活かしながら、誰しものが安心して生活できる「共生社会」の確立を推進するため、地域の拠点としての機能を強化し、障害児者が安心して地域生活を営めるよう取り組むものである。

2 拠点としての機能

地域生活支援拠点として、主に下記の機能を中心に対応するものとする。

(1) 相談

地域生活支援コーディネーターや地域生活支援員が中心となって相談を受け、(可能な限り24時間体制で) コーディネート等の相談支援・日常生活支援・直接処遇のアウトリーチ支援を中心に実施する。

(2) 体験の機会・場の提供

地域生活移行のための生活訓練等を中心とした体験利用や緊急時に備えた体験利用、その他必要とされる障害福祉サービスの体験利用の機会を整備する。

(3) 緊急時の受入・対応

地域生活支援員等を中心に、緊急受入相談の対応及び緊急のサービス提供(短期入所・一時支援)を実施する。また、必要に応じて緊急受入網のネットワーク構築に努める。

(4) 人材の育成等

障害福祉関係者を中心とした研修会の企画等人材の確保・育成・資質の向上等を図る。

(5) 地域の体制づくり

地域の障害福祉サービス事業所・自立支援協議会・行政機関等と連携し、安心して生活できる環境の構築に努める。

3 拠点機能としての具体的な対応予定等

(1) 相談

地域生活支援員等配置し、様々な相談へ対応する。夜間及び休日等においては、幸養苑夜勤者又は休日出勤者が窓口対応を行い、その内容に関して速やかに地域生活支援員等へ連絡し、対応を仰ぐ。

※サービス利用計画等サービス利用に関しての相談について、ケヤキ相談支援専門員から協力・アドバイスを受けて、相談支援事業所へつなげるよう努める。

(2) 体験の機会・場の提供

地域生活センター棟1階に体験利用室1室を確保する。生活体験利用希望の場合には、生活訓練プログラムに基づいて種々の生活訓練をサポートする。また、利用される方の希望に基づいて他事業所の日中活動体験等に関しての相談に応じる。その他、緊急利用体験等それぞれのニーズに添って計画し、対応する。また、今後レスパイトケアの機能としての実費負担による対応も検討する。(サービスに乗らない部分に関しての対応)

(3) 緊急時の受入・対応

在宅生活における緊急相談に対応するとともに、緊急受入室として一室確保する。(地域生活支援センター棟1階)なお、幸養苑のみでの対応困難な状況を想定し、緊急受入のためのネットワークづくりに努める。

(4) 人材の育成等

【マンパワーの育成等】

現在まで実施してきた青森県自治研修所主催の「青森県行政機関新任職員体験学習」については、今後も継続して対応する。なお、学習実施時には、障害特性や障害福祉サービスの現状等について地域生活支援コーディネーターが講義し、障害福祉サービスの理解と障害特性の共有理解を深め、共生社会づくりに寄与する。

【公開研修の実施予定】

- ・地域生活拠点事業に関する研修（拠点事業の理解を深める）
- ・処遇困難事例に関する専門研修（自閉症、強度行動障害支援）

- ・虐待防止研修（権利擁護推進研修）

以上の三点を主たる内容として計画。（コロナ状況を踏まえて、一部リモート形式での対応を含めて企画予定）

～参考～

【地域生活支援コーディネーター（幸養苑苑長中村兼任予定）の圏域での関わり（役割）】

- ・青森県運営適正化委員会委員（運営監視部）
- ・青森市障がい者自立支援協議会委員
（児童部会・相談部会みんなの未来部会所属）
- ・青森県地域福祉推進計画委員会委員
- ・青森県知的障害者福祉協会会長
- ・青森県障害児者生活サポート協会会長
- ・青森第二養護学校評議員
- ・東奥保育・福祉専門学院学校評価委員
- ・青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度
推進委員会 委員

等

令和3年度

障がい者支援施設 幸養苑

地域生活支援拠点事業部に関する事業計画（案）

社会福祉法人 清 養 会